

特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海

多文化共生分野の**中間支援NPO**として2008年10月に設立。

「**多文化共生**」は、活動分野（取組んでいる社会課題）

「**リソースセンター**」は、活動内容（社会資源の収集整理発信）

「**東海**」は、主な活動地域（愛知・岐阜・三重・静岡）

を表しています。

役員・スタッフ

理事7名、監事2名、スタッフ3名

＊専従0名、非専従6名

住所・連絡先

〒453-0041 愛知県名古屋市中村区本陣通5-6-1 地域資源長屋なかむら内
地下鉄東山線「本陣(ほんじん)」駅 2番出口から徒歩7分

Tel. 070-4114-6268 Fax. 050-3488-1414 E-mail. mrc-t@nifty.com

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の 特例貸付に関するアンケート調査

< 結果報告 >

令和2（2020）年6月1日

特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答集（vol.5）について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日付け社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用における問答については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.4）について」（令和 2 年 3 月 2 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、お示したところであるが、問答に一部追加等を行い、別添のとおりお示しする。

問 1 8 貸付対象に外国籍の方がおられる世帯は含まれるか。

(答)

- 生活福祉資金貸付制度は、いわゆる国籍条項は存在せず、外国籍の方がおられる世帯であっても、貸付の対象となる。
- また、貸付については、日本国籍の方と同様、資金の使途や必要性、償還能力、残りの在留期間等を勘案の上で、決定される。
- 今般の特例要件は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化等による生活資金のニーズに対応するための措置であることを踏まえ、国籍にかかわらず、相談者それぞれの状況を丁寧に聞き取り、きめ細かな支援を行っていただきたい。

日本国政府

GOVERNMENT OF JAPAN

在留カード

RESIDENCE CARD

番号 AB12345678CD

No.

氏名 TURNER ELIZABETH

NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国

DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号

ADDRESS

在留資格 留学

STATUS College Student

就労制限の有無

就労不可

在留期間 (満了日)

PERIOD OF STAY

4年3月 (2018年10月20日)

(DATE OF EXPIRATION) Y M Y M D

許可の種類 在留期間更新許可 (東京入国管理局長)



許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日

このカードは 2018年10月20日まで有効 です。

PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

見本・SAMPLE

法務大臣



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

調査概要



- 【目的】 新型コロナウイルス感染症に関する在日外国人への支援活動の一環として「緊急小口資金等の特例貸付」（以下、「特例貸付」。）について、申請対象者等の取扱状況を把握し、生活に困窮されている方々への適切な情報提供及び相談対応につなげること。
- 【対象】 都道府県及び指定都市社会福祉協議会（計 67 団体）
- 【方法】 Eメールでアンケート用紙を送付し、回収・集計。
一部、電話での聞き取りによる回答を含む。
- 【期間】 令和 2（2020）年 4 月 17 日（金）～5 月 29 日（金）
- 【設問】
- 問 1 「特例貸付」の申請対象者に在住外国人を含むか。
 - 問 2 問 1 で「含まない」とした場合、その理由は何か。
 - 問 3 問 1 で「含む」とした場合、在留資格に制限はあるか。
 - 問 4 対象者に対し、申請の要件や考慮している点は何か。
 - 問 5 本調査に対する質問・意見等

新型コロナウイルス感染症対策に基づく「一時的な資金の緊急貸付」に関するアンケート調査

実施主体 特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会（大阪市）
 実施期間 令和2年4月17日（金）～4月27日（月）
 返 送 先 npotabumane@gmail.com

以下、可能な範囲でご回答願います。＊印の部分は集計結果には記載いたしません。

貴協議会名		
担当部署名＊		
ご回答者名＊		
ご連絡先＊	電話：	E-mail：

問1 貴会では、新型コロナウイルス 感染症に基づく「一時的な資金の緊急貸付」（以下、「緊急貸付」とする。）において、その申請対象に日本在住の外国籍者を含んでいますか（在留資格については後述の設問でお尋ねします）。該当する番号の横の（ ）に○を入力してください。

- （ ） ①含んでいない → 問2へ
 （ ） ②含んでいる } 問3へ
 （ ） ③未定・検討中 }

問2 貴会が「緊急貸付」の申請対象者に外国籍者を含まない理由を教えてください。

→ 問5へ

問3 貴会が「緊急貸付」の申請対象とする外国籍者の在留資格について、該当するものすべてに○を、検討中・未定のものは△を入力してください（在留資格について、詳しくは別添「在留資格一覧表」をご参照ください）。

- | | |
|--------------------|------------------|
| （ ） すべての在留資格を対象とする | （ ） 教育 |
| （ ） 特別永住者 | （ ） 技術・人文知識・国際業務 |
| （ ） 永住者 | （ ） 企業内転勤 |
| （ ） 日本人の配偶者等 | （ ） 介護 |
| （ ） 永住者の配偶者等 | （ ） 興行 |
| （ ） 定住者 | （ ） 技能 |
| （ ） 外交 | （ ） 特定技能1号 |
| （ ） 公用 | （ ） 特定技能2号 |
| （ ） 教授 | （ ） 技能実習1号 |
| （ ） 芸術 | （ ） 技能実習2号 |
| （ ） 宗教 | （ ） 技能実習3号 |
| （ ） 報道 | （ ） 文化活動 |
| （ ） 高度専門職1号 | （ ） 短期滞在 |
| （ ） 高度専門職2号 | （ ） 留学 |
| （ ） 経営・管理 | （ ） 研修 |
| （ ） 法律・会計業務 | （ ） 家族滞在 |
| （ ） 医療 | （ ） 特定活動 |
| （ ） 研究 | （ ） 非正規滞在者 |

結果概要

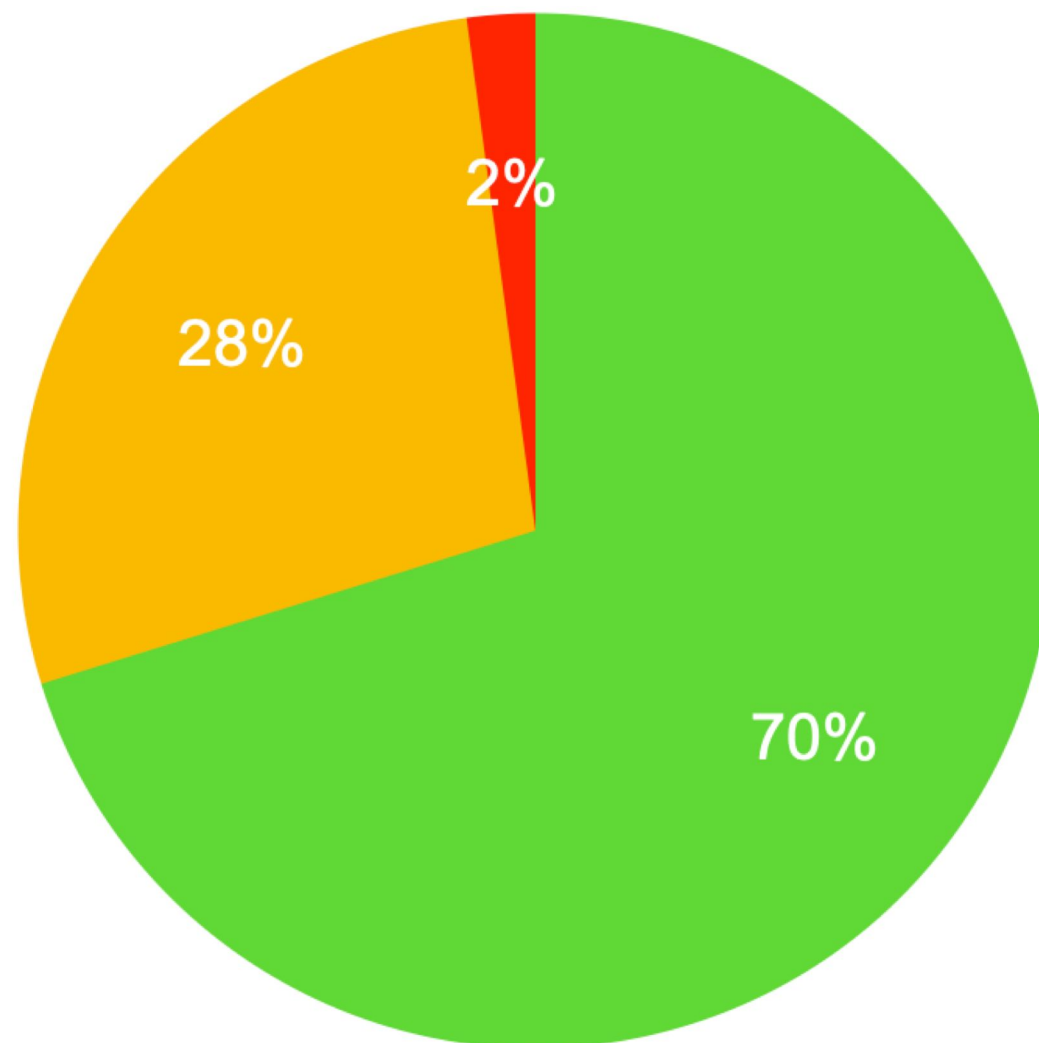


- 47 都道府県社協のうち、34 団体から回答を得た（1 件回答拒否）。
- 20 指定都市社協のうち、14 団体から回答を得た。
- 回答のあったすべての指定都市社協において、対象者の範囲は各都道府県社協に準じている。
- 回答のあったすべての都道府県社協において、**外国籍者も対象**に含んでいる。
- 外国籍者も対象に含むとした**33 団体のうち、30 団体**が「**すべての在留資格**」を対象としている。一方、**群馬県、三重県、香川県の3県は一部の在留資格のみを対象**としている。
- 対象となる在留資格においても、残りの在留期間や更新の予定、日本語力など個別の要件を課している団体がある。

結果 1

「特定貸付」の申請対象に、日本在住の外国籍者を含んでいますか。

●含んでいない	0
●含んでいる	33
●未定・検討中	0
●未回答	13
●回答拒否	1



*** 未回答**

宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県
富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県
大阪府、徳島県、沖縄県

*** 回答拒否**

青森県

結果 2-1

「特定貸付」の申請対象のうち、在留資格に制限がありますか。

●すべての在留資格が対象	29
●一部の在留資格に限る	3
●未定・検討中	1

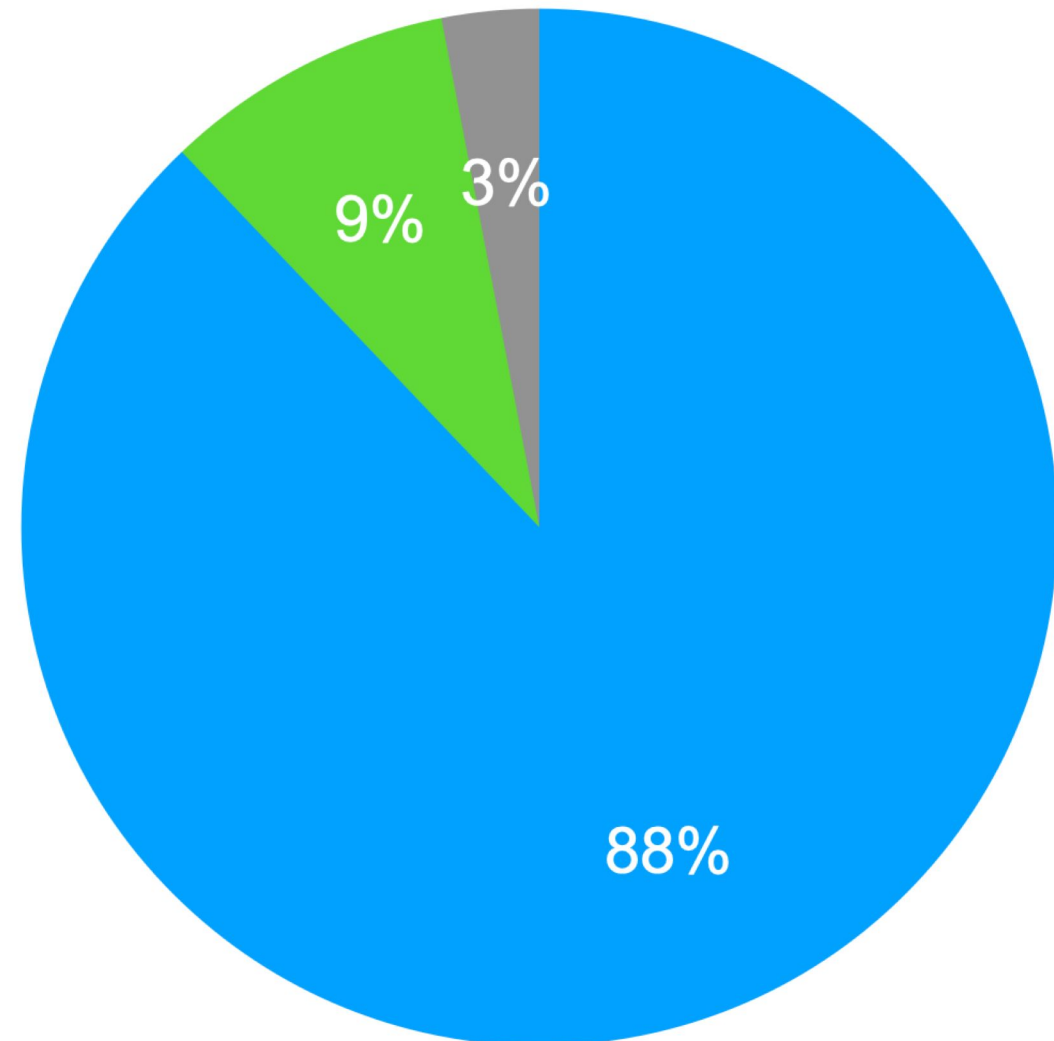
*一部の在留資格に限る

群馬県、三重県、香川県

- ・特別永住者
 - ・永住者
 - ・定住者
 - ・日本人の配偶者等
 - ・永住者の配偶者等
- の 5 資格のみ

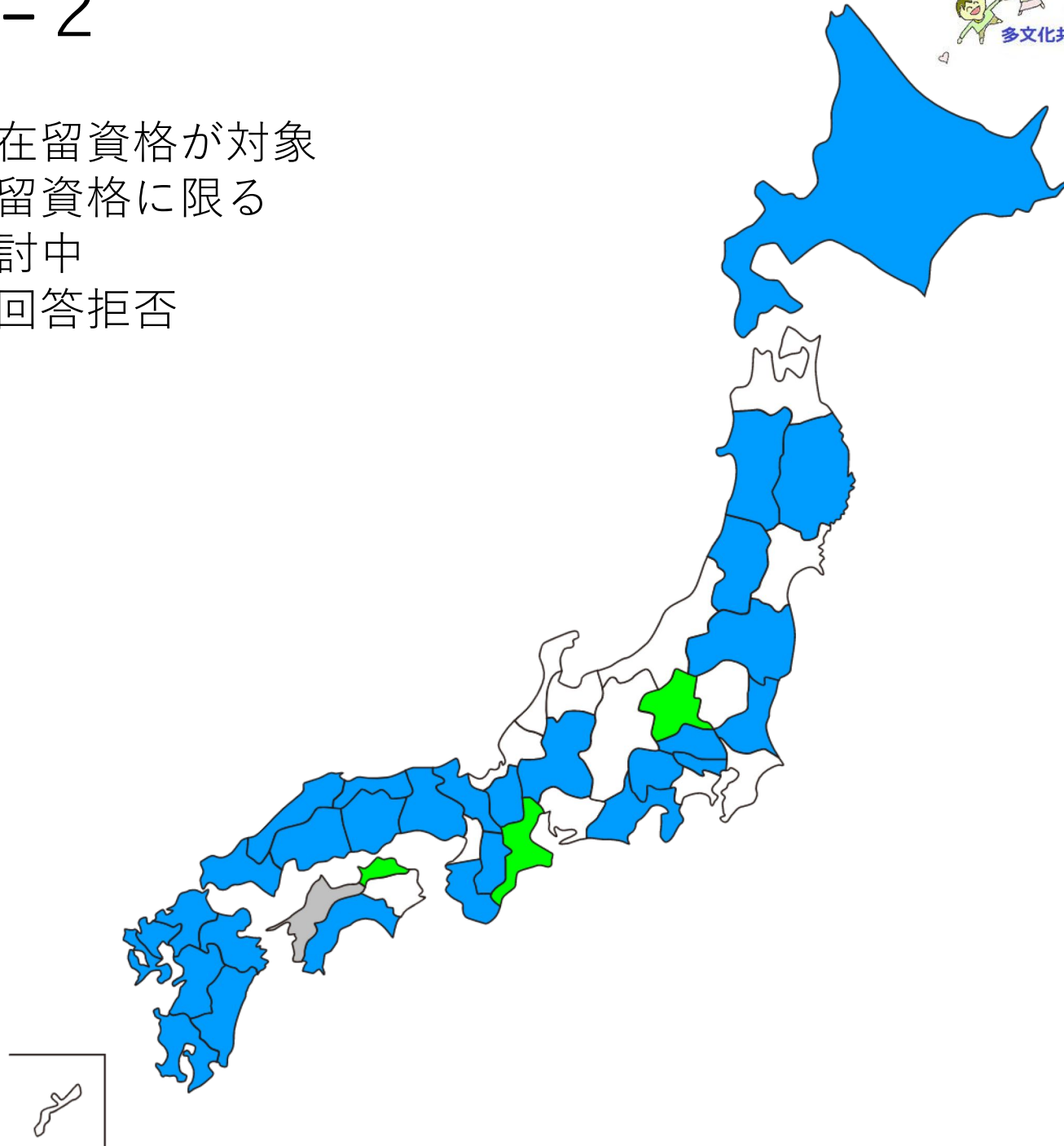
*未定

愛媛県



結果 2-2

- すべての在留資格が対象
- 一部の在留資格に限る
- 未定・検討中
- 未回答・回答拒否



結果 2-3

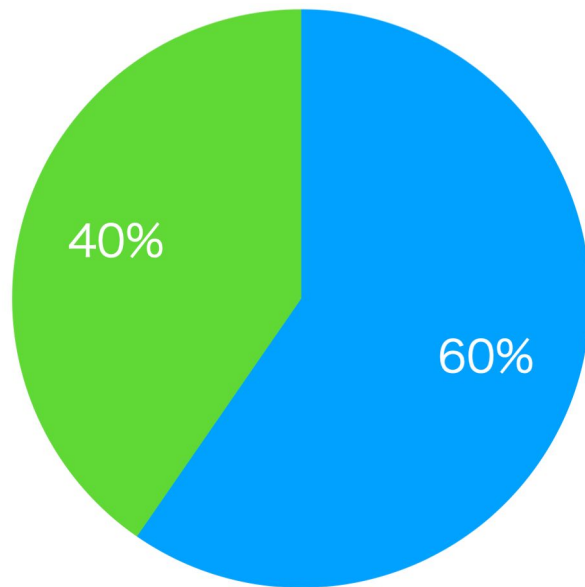


在留外国人に占める「特例貸付」の対象者割合

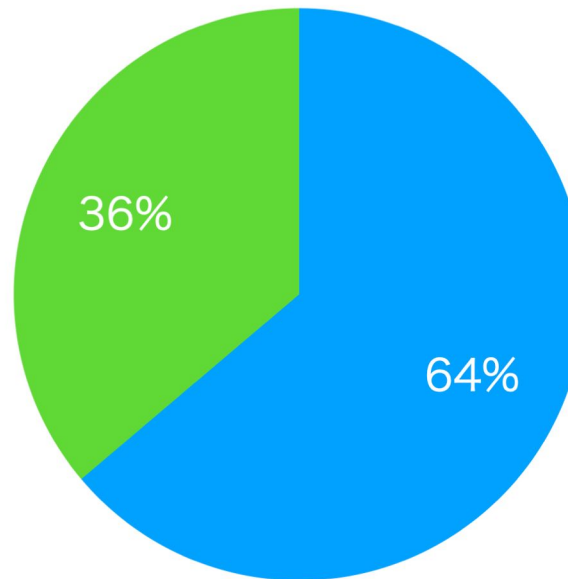
- 対 象（5つの在留資格）
- 対象外（その他の在留資格）

（参考）法務省在留外国人統計2019年6月末

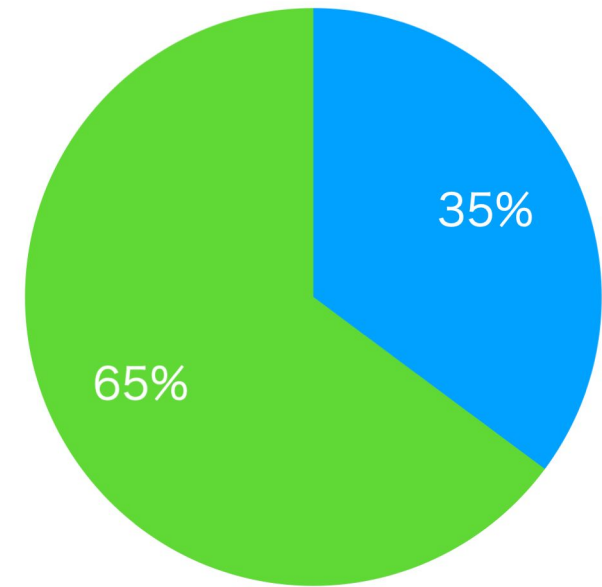
群馬県



三重県



香川県



今こそ「誰一人、取り残さない社会」の実現を！



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について

3/10～ 制度開始
3/24 電話確認→「永住者」に限る

4/14 あいちコミュニティ財団
→県社協役員
4/30～ 東海ろうきん窓口
→在留資格を問わず
5/15～ 社協窓口でも同様に

◆記入いただくもの（多言語翻訳版）

※こちらは申請に必要な書類のご案内です。申請には使用できません。

This is a guide to the documents required for application.

It cannot be used for application.

- 🔗 [英語](#) (PDF2,080KB)
- 🔗 [中文簡体字](#) (PDF1,827KB)
- 🔗 [韓国語](#) (PDF1,734KB)
- 🔗 [スペイン語](#) (PDF1,898KB)
- 🔗 [ポルトガル語](#) (PDF432KB)
- 🔗 [ベトナム語](#) (PDF2,251KB)



<https://bit.ly/2AUd1XT>



- ・厚労省HPの意味不明な機械翻訳
→3/4～人手による翻訳に
- ・帰国困難者の就労制限・支援対象外
→5/20～一部就労可、給付金等の対象に

(参考)

当団体では、ホームページとブログ（note.mu）を通じて、政府や自治体、民間の外国人支援団体等による多言語での新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめて発信しています。ぜひご参考ください。



新型コロナウイルス多言語情報参考まとめ



【発行】 特定非営利活動法人 多文化共生マネージャー全国協議会
〒458-0041 大阪市淀川区西宮原1-8-33日宝新大阪第2ビル802
TEL：070-1807-8899 E-mail：nпотабумане@gmail.com